

「障害年金の診断書（肢体の障害）」を作成される医師の皆さまへ

国民年金・厚生年金保険の診断書 「肢体の障害用（様式第120号の3）」の様式を変更しました。

肢体の障害（関節の機能等）の認定基準の見直しに伴い、「肢体の障害」の診断書の様式を変更しました。

〔主な変更点〕

1. 切断又は離断・変形・麻痺の記載欄に人体図等を挿入しました。
2. 関節可動域の記載欄は他動可動域のみとしました。
3. 関節の運動の種類に前腕（回内・回外）を追加しました。

★ **変更後の様式の診断書**を作成していただく際には、
『診断書作成の留意事項』をご参照ください。

★ 平成24年9月1日以降は、変更後の様式の診断書により認定事務を行います。
(なお、新様式の診断書は8月1日以降に配布を行います。)

※ ご不明な点は、**日本年金機構の年金事務所**へお問い合わせください。

ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>)